

平成 28 年 11 月 21 日

大 阪 府 知 事 松井 一郎 殿
大阪府公安委員会委員長 森下 俊三 殿
大 阪 市 長 吉村 洋文 殿
堺 市 長 竹山 修身 殿

特定非営利活動法人 シンクキッズー子ども虐待・性犯罪
をなくす会 代表理事 後藤 啓二

児童相談所、市町村と警察の情報共有と連携しての活動を求める緊急要望書

1 私どもは、全国犯罪被害者の会(あすの会)、日本ユニセフ協会とともに、一昨年来、虐待を受けあるいは所在不明となっている子どもたちを救うため、児童相談所・市町村・警察が、情報を共有し連携して活動すること等を法律で整備することを求める「子ども虐待死ゼロを目指す法改正を求める署名活動」を実施し、昨年 12 月までに約 3 万 5 千人の署名と要望書を安倍総理大臣宛に提出しております(添付資料ご参照)。いまだ法改正は実現していませんが、本年 5 月、参議院厚生労働委員会で、全会一致で児童相談所と警察の間で「虐待案件に関する情報が漏れなく確実に共有されるよう必要な検討を行うこと」との附帯決議がつけられ、政府、自治体で情報共有の実現に向けた取組が求められております。

2 本年 7 月、堺市堺区で 3 歳児の英智ちゃんが、保護を解除され両親に引き渡された 3 ヶ月後の昨年 6 月に、監禁の上、父親から虐待死させられたとして警察に逮捕される事件が(以下「堺市 3 歳児保護解除後虐待死事件」といいます)、本年 10 月、松原市・堺市で長らく所在が確認されていなかった 4 歳児の樹李ちゃんが昨年 12 月に父親から虐待死させられていたとして警察に逮捕される事件が(以下「松原市堺市 4 歳児所在不明・虐待死事件」といいます)、明らかになりました。

(1) まず、報道によりますと、堺市3歳児保護解除後虐待死事件では、養育できないとして出産直後から子どもを預けていた母親が、結婚したとして子どもを育てたいと申し出がなされ、堺市の児童相談所が英智ちゃんを両親に引き渡しました。児相は、その1ヶ月後にけがをしていると保育園から通報があり一時保護しながら、子どもの自傷行為との親の説明をうのみにし短期間で親に引き渡し、その後もやけどの痕があると通報がありながら再び親の説明をうのみにして保護せず、引渡し後3ヶ月で虐待死に至らしめられた事件です。英智ちゃんの体には煙草を押し付けられたようなやけどの痕が40か所もあったとされています。

(2) 次に、松原市堺市4歳児所在不明・虐待死事件については、報道によりますと、樹李ちゃんの両親は、平成24年4月、生活保護を不正受給したとする詐欺容疑で逮捕され、行方不明となっていた住民登録上は9歳のおいの遺体を埋めたとして死体遺棄容疑で書類送検され、その際、大阪府の児童相談所は、樹李ちゃんを姉とともに一時保護し、樹李ちゃんは乳児院に預けられていました。

その後、平成25年12月、児童相談所は乳児院に入所していた樹李ちゃんを、両親からの引き取りの要請に応じ、「虐待のおそれはない」として家に戻してしまい、松原市で同居を始めました。児童相談所は、両親がかかる詐欺・子どもの死体遺棄で逮捕等された事実を松原市に伝えていなかったとされています。

松原市は、樹李ちゃんの安否を確認しないまま児童手当を支給し、平成27年7月の樹李ちゃんの3歳6月健診を両親が受診させず、6回も健診の先延ばしを申し入れられるなど両親が子どもに会わせることを避けていることが明らかで、子どもに危険が生じていることが容易に推測されるにもかかわらず、警察に連絡することもなく放置していました。また、児童相談所は、樹李ちゃんの妹のやけどを契機として、昨年2月母親をネグレクトとして認定していますが、家庭を何度訪問し、どのように妹を含め子どもたちの安否確認と親への指導支援を行ったのか不明です。

両親は同年12月に堺市に転居した後、堺市は自宅訪問12回、電話連絡22回行っても、子どもの安否を確認できず、平成28年5月に、堺市は警察に相談し、一連の事件が発覚しました。

3 大阪府下では、これまでも、大阪市西区で幼い姉と弟が母親にマンションに置き去りにされ餓死させられた事件(平成22年7月)のほか、東大阪市小学6年女児虐待死事件(平成24年1月)、大阪市西淀川区小学2年男児虐待死事件(平成23年8月)、寝屋川市6歳保育園児虐待死事件(平成20年2月)など児童相談所等が把握しながら、子どもの命を救えなかった事件が多発しています。また、大阪市西淀川区で、小学4年生の女児が虐待を受けていた家庭に110番が入り、警察官が臨場しながら、虐待を把握していた学校が警察に通報しなかったことから、警察官が親から「夫婦喧嘩」と騙され、虐待を見抜けず帰ってしまい、その数日後に女児が虐待死させられるという事件も起こっています(平成21年4月)。同様の事件としては、平成26年1月、東京都葛飾区で、児相が把握していた虐待リスク家庭について、児相が警察に情報提供しないことから、当該家庭に110番が入り警察官が現場に赴きながら、親から「夫婦喧嘩」と騙され、虐待を見抜くことができず帰ってしまい、その5日後に虐待死させられる事件が起こっています。遺体には40ヶ所ものあざがありました。

このような事件を防げない大きな原因は、児童相談所が警察に虐待案件について情報提供せず、連携しての活動をしないことにあります。大阪市西区の事件では、児相に3回も泣き声がするとの通報がありながら児相は部屋が分からなかったとしてそのまま放置していました。警察に直ちに通報していれば、警察により姉弟が置き去りにされた部屋が分かったはずですし、東京都葛飾区の事件でも、児相が警察に情報を提供していれば、警察官が体の傷を見逃すことなく、保護することができ、いずれの事件でも虐待死を防ぐことができました。

松原市堺市4歳児所在不明虐待死事件では、府の児童相談所は、事前に危険が十分に予測される家庭と認識し、かつ、母親のネグレクトも認定していました。松原市にとっても、子どもの安否の確認をさせない両親の姿勢が明らかでした。いずれも、子どもへのかなりの危険が十分に予測されるのですから、警察と情報共有の上連携して家庭訪問を行い、子どもの安否確認と親への指導支援を継続的に行うべきでした。

さらに、堺市3歳児保護解除後虐待死事件、松原市堺市4歳児所在不明虐待死事件とも、児相が保護していた子どもを親元に戻してしまった事例ですが、これらの事件に限らず、児相が一時保護を解除し家に戻す際に十分な事前調査も、その後の安全確認も十分にせず、虐待死に至らしめている事案は多数起こ

っています。

4 児童相談所は、戦後直後に戦災孤児を保護する機関として設立された経緯からして、本来子ども虐待に適合した組織ではないこともあり、設置数も少なく、職員数も少なく、虐待対応という危機対応に必要な設備もなく、訓練もなされず、職員も専門的知識を有さず、通報があってもすぐには対応できず、夜間休日にも対応できず、児童福祉司 1 人当たり 140 件もの案件を抱え、家庭訪問もほとんど十分にできないという実情にあります。

それにもかかわらず、警察等他機関と情報共有も連携もせず、案件を抱え込み、家庭を訪問して子どもの安否を確認するということすら十分に実施していません。これでは、悪化の一途をたどる子ども虐待問題への有効な対応ができるわけがありません。

アメリカやイギリスのように警察と全件情報共有した上、連携して適切な頻度で家庭訪問し、子どもの安否確認と親への指導・支援を行う、特に危険な状態にあると予想される事案については放置することなく直ちに警察に通報するなど、案件を抱え込むのではなく、関係機関と連携して子どもを救う取組を行うよう早急にその体質を改めることが必要です。

児相が警察との情報共有を拒む現状では、東京都葛飾区の事件のように常に警察に虐待見逃しリスクが生じています。情報共有が実現すれば、警察が虐待家庭に係る 110 番通報を受けた場合やパトロールの際に警察官が虐待家庭であることを念頭に子どもの安否確認・保護等適切に対応でき、かつ、その状況を児相に報告することにより、児相にとっても大変有意義なことになるのです。

所在不明児童についても同様です。豊橋市杏奈ちゃん事件、横浜市あいりちゃん事件、厚木市理玖ちゃん事件など所在不明、乳幼児健診未受診の児童を自治体が情報共有も安否確認もせず、虐待死に至らしめた事件は少なくありません。やはり、自治体部内、関係する自治体間及び警察との情報共有が鍵となるのです。

また、一時保護等を解除して家庭に戻すこととした場合には、いかに子どもの安否を確認し、親を指導・支援していくかについて関係機関と綿密な計画を策定し、それを実行していかねばなりません。児童相談所は、警察に連絡もせず、計画も立てず、家庭訪問もせず、虐待死に至らしめる事件も少なくありません(広島県府中町小学 5 年女児虐待死事件、北海道登別市中学生虐待死事件

など)。やはり、警察等関係機関との情報共有と連携しての活動が不可欠なのです。

以上から、次のような対応を取ることが必要です。

① 児童相談所は、把握しているすべての虐待案件について警察に情報を提供する。特に、親が面会・子どもの目視での安否確認拒否、転居して所在不明、通報先不明等子どもに危険が生じる恐れがある場合には直ちに警察に通報する。

② 警察は、自ら把握した虐待案件及び前項により児相から提供を受けた虐待案件に係る情報を本部通信指令室のデータベース及び虐待家庭の所在地を管轄する警察署において登録し、虐待家庭に係る 110 番通報その他の情報提供がなされた場合、深夜はいかいの子どもを保護する場合、巡回連絡その他の場合などにおいて、対応する警察官が虐待家庭であることを念頭に子どもの安否確認・保護、親への指導支援など適切に対応できるよう措置する。

③ 市町村は、所在不明の未就学児童、健康診査未受診乳幼児について、関係部局間及び転出先の市町村、児童相談所との間で必ず情報共有を行うとともに、これらの子どもの所在を調査し、その安全を目視で確認しなければならない。保護者が面会拒否する場合など子どもの安全を目視で確認できない場合には速やかに警察に発見・保護を要請するものとする。

④ 児童相談所と市町村、警察は、連携して事案の危険度に応じて適切な頻度で家庭訪問し、常に情報を共有しつつ、子どもの安否確認と親への指導・支援を行うことにより、虐待の継続・エスカレートを防ぐ。

⑤ 児童相談所は、一時保護等を解除しようとする場合には、あらかじめ、事前に警察に連絡の上、必要な場合には警察の協力を得て、保護者と同居し又は親密な関係にある者(以下「同居人」という。)の有無、保護者(同居人がいる場合には同居人を含む)の暴力的傾向の有無、生活状況等を調査し、子どもの安全が確保できるかどうか十分に調査しなければならない。

⑥ 児童相談所は、一時保護等を解除し、保護者に対して児童を引き渡す場合に

は、あらかじめ警察、市町村、子どもが在籍している保育園、学校、病院等と協議の上、子どもの安全確保計画を策定し、関係機関が連携して適切な頻度で家庭訪問を行うなどして子どもの安全確保を図らなければならない。

上記の対応により、子どもの安否を確認することができる機会が増え、虐待死はもちろん、虐待の継続・エスカレートを防ぐ効果が期待でき、さらに、110番通報への対応、パトロール活動、巡回連絡その他の警察活動で虐待家庭・被虐待児と接触する機会が多い警察官が、虐待家庭あるいは被虐待児であることを知らないまま虐待から子どもを救うことが出来る機会を見逃してしまうリスクを少なくすることができるのです。

5 そこで、大阪府、大阪府警察本部、大阪市、堺市におかれましては、速やかに、上記①から⑥について協定を締結するなどして児童相談所と警察との間で情報共有と連携した取組を実現していただくことを要望いたします。子ども虐待は一機関だけで対応できるほど甘いものではありません(なお、府におかれましては、上記を府下市町村にご連絡いただきますようお願いいたします。)

また、親の言い分をうのみにすることなく適切に虐待を認定し、一時保護の適正化を図っていただくよう児相の現在の取組を見直していただきますことも併せてお願いいたします。

子どもが国に対して要望している法改正が受け入れられ、関係機関の情報共有と連携しての活動、一時保護の適正化等が実現していれば、両事件とも子どもの命が奪われることはありませんでした。子どもは法改正の要望は続けてまいる所存ですが、法改正を待つ一刻の猶予もありません。

高知県では平成 20 年の虐待死事件を契機とし、児童相談所と警察との情報共有を実現しています。児童相談所を平成 31 年に設置予定の明石市では、児童相談所と警察の情報共有を当然行うこととしてております。法改正を待たずとも、トップのリーダーシップで情報共有と連携した取組を実現することは可能です。どうか、多くの子どもたちの死を無駄にしないためにも、トップのリーダーシップで、縦割りを排除し、児童相談所と、市町村、警察の情報共有と連携した活動を実現し、子どもたちの命を守っていただくようお願いいたします。

(本件連絡先) NPO 法人シンクキッズー子ども虐待・性犯罪をなくす会

代表理事 後藤啓二（弁護士 後藤コンプライアンス法律事務所）
107-0051 東京都港区元赤坂 1-4-21 赤坂パレスビル 4B
tel 03-6434-5995 fax 03-6434-5996 kgotoh@ck9.so-net.ne.jp